

利府町子育て支援備品貸出事業の一部変更について

令和6年度より、『利府町子育て支援備品貸出事業』の受付を下記のとおり変更します。

令和5年3月31日まで → 利府町社会福祉協議会（子育て広場「十符っ子」）

令和6年4月1日から → 利府町社会福祉協議会内ファミリーサポートセンター

詳細は、貸出備品一覧表をご確認ください。利用方法等はこれまでと変わりませんので、今後も子育て支援活動にご活用ください。



《利用できる方》

- (1) 町内の親子を対象に子育て支援活動を行うボランティア団体
- (2) 町内の保育施設等が子育て支援事業を実施する場合

《利用方法》

- (1) 貸出しを受ける日の2か月前から1週間前までの間に、ファミリーサポートセンターに来館または電話で予約をおこなってください。(FAX 不可)
- (2) ファミリーサポートセンターに備品を借りに来る際、子育て支援備品貸出申請書(様式第1号)に必要事項を記入もしくは持参してください。
「菅谷台保育所」に保管されている備品(18, 餅つき用品53, ケンケンパ遊び用マット)の場合は、申請書はファミリーサポートセンターに提出し、貸出日程等のやり取りは「菅谷台保育所」と直接行ってください。(返却の際はファミリー・サポート・センターにご連絡ください。)
- (3) 原則として1週間以内に返却してください。
※2週間以上に渡るときは、申請書を2枚提出していただきます。

《貸出しの制限》

- (1) 子育て中の親子(祖父母を含む)を対象とした子育て支援活動(講演会、保育講座、お楽しみ会など)以外の目的で使用する場合は貸出しできません。
- (2) 営利目的に使用する場合は貸出しできません。
- (3) 前回利用時に、備品の取り扱いが乱雑、備品が著しく汚れていた、返却日が守られなかった等の行為があり、また同じことが行われると考えられる場合は貸し出しできません。

《その他》

借用に際しては、備品の破損や汚損等の無いよう、取り扱いには充分注意して下さい。借用団体の過失による、備品の紛失、故障、破損については弁償していただきます。